

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和元年9月17日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ダイレックス佐賀店

所在地：佐賀県佐賀市本庄町大字袋280番1 外

(2) 変更した事項

・大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

藤田 康子 佐賀県佐賀市本庄町大字袋166番地2

武藤 志郎 佐賀県佐賀市水ヶ江六丁目5番15号

吉岡 信子 神奈川県横浜市旭区市沢町853番地の4

(変更後)

藤田 康子 佐賀県佐賀市本庄町大字袋166番地2

吉岡 信子 神奈川県横浜市旭区市沢町853番地の4

・大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司

(変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

(3) 変更の年月日

・大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年4月3日

・大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名

令和元年5月1日

2 届出年月日

令和元年9月12日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部経営支援課

(2) 縦覧期間

令和元年9月17日から

令和2年1月17日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部経営支援課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。